

第九十五回 参議院法務委員会 會議録 第四号

昭和五十六年十一月二十六日(木曜日)

午前十時十三分開会

委員の異動

十一月二十六日

辞任

杉山 合肇君  
中山 太郎君  
平井 卓志君

補欠選任

関口 恵造君  
田沢 智治君  
川原新次郎君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 一弘君  
理事 真鍋 賢二君  
円山 雅也君  
藤原 房雄君

委員

白井 莊一君  
川原新次郎君  
関口 恵造君  
田沢 智治君  
戸塚 進也君  
八木 一郎君  
安井 謙君  
瀬谷 英行君  
近藤 忠孝君  
中山 千夏君

國務大臣

法務大臣 奥野 誠亮君

政府委員

警察庁警備局長 山田 英雄君  
法務政務次官 佐野 嘉吉君  
法務大臣官房長 筧 榮一君  
法務省民事局長 中島 一郎君  
法務省刑事局長 前田 宏君

法務省入国管理局長 大鷹 弘君  
事務局側 常任委員会専門員 奥村 俊光君

説明員

内閣官房インデックス課長 色摩 力夫君  
総務課長 仁平 國雄君  
警察庁刑事局捜査第一課長 吉野 準君  
警察庁警備局外事課長

本日の會議に付した案件

- 供託法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- スパイ防止法早期制定に関する請願(第四〇号外一件)
- 国籍法等の改正に関する請願(第一四七一号)
- スパイ防止法制定促進に関する請願(第一五五四号)
- 繼續審査要求に関する件
- 繼續調査要求に関する件
- 委員派遣承認要求に関する件

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

供託法の一部を改正する法律案及び外国人登録法の一部を改正する法律案を、便宜一括して議題といたします。

前日に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○瀬谷英行君 供託法の一部を改正する法律案でありますけれども、まあ利息をつけられないというふ

うな一つの便法であります。これを三年というふうな期限を切ったというのはいくらも根拠によるものなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) 供託金の利息につきましては、供託制度を利用しやすくするために、供託制度の実を上げるために長期間にわたって設けられてきた制度でありまして、私どももいたしましても国の財政事情さえ許すならば供託金に利息を付する制度が望ましいというふうに考えているわけでありまして、昭和五十六年度においては約十九億円、五十七年度においては約二十億

円にすることが見込まれておるわけでありまして、このため、法務行政に必要不可欠な経費を大きく圧迫する結果となつておるわけでありまして、一方におきまして、登記需要の増加等によりまして法務行政に必要な経費は年々増加をしております。法務局関係では昭和五十七年度においてそういった経費が約八億円見込まれておるわけでございます。御承知のように、財政状態によりまして歳出が厳しく抑制されておる中で、ゼロシーリングという枠がはめられております現況のもとにおきましては、既定の経費を削減しない限り増加する必要経費を賄うことができない状況となつておるわけでございます。

私どももいたしましては既定の歳出経費を厳しく見直しまして、削減すべきものは削減をすること、なほそれだけでは不十分であるということから、この供託金利息を停止する、昭和五十七年度から五十九年度までのいわゆる財政再建期間の三年間は、この利息を停止するということにいたしました。国の歳出の削減を図ることにしたという経過でございます。

なお、この措置によりまして、昭和五十七年度においては約七億五千万、昭和五十八年度におきましては約十四億二千万、昭和五十九年度におきましては約十八億七千万、合計四十億の歳出予算の削減を図ることができるといふふうに見込んでおります。

以上でございます。

○瀬谷英行君 それならば、年限を切るといふのはどういふわけかなという疑問が出るのですけれどもね。三年たつてもやはり財政事情が変わらない場合にはまた考え直すのか、そのときはそのときで切りをつけるのか、どういふことになるんですか。

○政府委員(中島一郎君) 先ほども申しましたように、財政状態さえ許すならば利息をつける制度が好ましいというふうに考えておるわけでありまして、法律の形式も現在の供託法の三條、供託金には利息を付さなければならぬという三條はそのままにいたしておきまして、その規定にもかかわらず三年間に限って利息を付さない、こういう特別の条文を設けたわけでございます。三年たつては現在の法三條が復活をいたしました利息を付さなければならぬということになるかと考えております。

○瀬谷英行君 一言で言えば、ずいぶんみみっちい話で、余り筋の通らぬ措置だと思つてます。だけれども、これ以上言つてみてもしようがない。行革という一つの時流に迎合をするための窮余の策であるというふうな理解をいたしますから、これ以上言やうともしも意味がないと思つてますから、この問題はこれで終わります。

外国人登録法の問題なんですけれども、外国人登録法には外国人を守るという一面もあるのだという意味の御趣旨の答弁を、法務大臣が十月二十三日にされておられるというふうにお伺いいたしておりますが、大臣、その点についてのお考えをもう

一度お伺いしたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) おっしゃいますように、外国人の国内滞在を明確にしてその安全を守っていくという趣旨もあるかと思っております。

○瀬谷英行君 それならば、金大中氏が東京から拉致されたといったような事件がございました。政治決着というわけのわからない形がいとられておりますけれども、率直に言って、この事件について法務大臣として一体どのようにお考えになるか。金大中氏は死刑は免れたけれども拘束をされている、われわれからはどうにもならぬという状態にいまあるわけです。明らかに違法な行為で誘拐をされたわけですね、金大中氏は、だれがやったかわからぬという問題じゃない。明らかに韓国の国家権力によって誘拐されたというふうにしか考えられない。これはやはり日本政府に重大な責任があるというふうに考えてもいいんじゃないかというふうに思います。その点、どうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 正規に国内に入ってきた外国人でありますから、その安全を守るにつきましてはやはり日本国に責任があると私は考えます。

同時にまた、他国の権力が拉致したといいたしましなれば、それはわが国の主権を侵したということになりますから、非常に重要な問題だと思っております。

○瀬谷英行君 明らかにこれは日本の主権を侵したと思われまます。だれか正体のわからない者に誘拐されたというふうには判断されないので、これは、

そうすると、法務大臣自身が主権の侵害であるというふうにお認めになっておられることでございますが、この政治決着というものは、これでこの問題を片づけていいのかわからぬ。やはり日本政府としても金大中氏の身柄の問題については責任を感じて、身柄の釈放といったようなことも当然要求をしなければならぬんじゃないか。安全ということの保障もわれわれとしては求めるというふうには義務はあるんじゃないかというふうにも思わ

れるんですが、その点についての法務大臣のお考えはどうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 金大中氏拉致事件につきましては、その後も捜査当局が事態の真正を解明すべく捜査を続けておられるという形になっておるわけでございます。他方、御承知のように、韓国との間では政治決着がつけられたわけでございますし、また、日本国内における金大中氏の行動については処罰の対象にしないというふうなことも政治決着の内容に入っているのじゃないかと、こう考えておられるわけでございます。私の所管することではございませんけれども、一応そういうことで政治的に決着がつけられたわけでございますので、その線に沿って私たち対応していかなきやならないと、こう思っております。

○瀬谷英行君 しかし、金大中氏自身はまだまだ拘束されたままであるというところは、きわめて不幸なことだと思ふ。この誘拐事件は韓国政府の犯行であるというふうには断定をしても間違いないというふうには考えられますが、その点についてはどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 政治決着とおりには私は理解をしたいと思います。

○瀬谷英行君 政治決着そのものがきわめていいかげんであまいだということを私は指摘をしたのでありますけれども、あなたの立場からすればそれ以上のことば言えないというのかもしれない。しかし、端的に言って、この金大中事件についてはあなたの感じ方を私は聞きたいわけなんです。日本政府のこういった態度のよしあしということと比べて、金大中氏がこういふことになっておられるというところについての責任というものを感ぜなくともよろしいのかわからぬということもあわせてお伺いしたいと思います。その点、どうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 双方にとってまことに不幸な事件だと思ひますし、また二度とこういうたぐいの事件があつてはならないと、こう思っております。

○瀬谷英行君 金大中氏の問題に関連をしても一つお聞きをしたいと思います。前回寺田委員から質問がございました。金大中氏の問題について集會があり、それからデモがあつた、そのデモの一員に対して機動隊が暴行をした、顔を殴られて重傷を負つたと、こういう事件が取り上げられました。

警察側の答弁というものははっきりいたしておりません。つまり、明らかに機動隊の行為であるということを確認、そして処罰その他の処置がとられたかどうかという点についての回答はまだはっきりいたしておりませんが、前回の寺田委員の質問に関連をして、この点について一体どういふ調査が行われようという措置が行われたのか、この点を改めてお聞きしたいと思います。

○政府委員(山田英雄君) ただいまお尋ねの件につきましては、先日寺田委員からも御質問がございました。私から詳細な事実関係についても答弁いたしておるところでございます。

問題の事案につきましては、警視庁当局におきまして警備に従事した全警察官から詳細に事情を聴取いたしました。私自身も警視庁警備部長からさらに詳細に事実を確認したところでございます。また繰り返して申し上げますが、前回の寺田委員の質問が、長くなりまして、前回の答弁いたしました結論だけを申し上げますれば、けがをしたという方と警察官との接触は全くなかつたということでございます。

その部分だけをいってみますと申し上げますと、赤信号でデモ隊が進行しようとしたのを規制していた部隊、これに対して梯団が物理的に抵抗いたしまして、規制していた部隊も徐々に後退を余儀なくされておつたという事情が当日あつたわけですが、信号が青に変わったときに規制に当たつていた部隊が車道側に下がつた、そこで梯団を進行させたわけですが、その直後に一人の男の人が、デモ行進の進行方向左側、歩道側から、部隊が規制を解除して下がつた車道側と反対側から飛び出してきて、なぜとめるのだというふうには大声

でどなりながらデモの先頭部に飛び出してきて。これは、当日デモ隊は常に、部隊が赤信号その他違法行為に対して規制いたしますと、デモは車より優先するのだということを言つておつたわけでございます。

その一環として、なぜとめるのだということでも先頭部に飛び出してきて。そのとき警察官は車道側に下がつておるわけでございます。そのときにデモ隊が後方から大変勢いよく突進してきたために、その男の人はデモ先頭部に押し飛ばされるかっこうで、つんのめるようにガードレールのある歩道側に転倒していったというところでございます。部隊はその後再びこの梯団が進行するに当たつては詳細承知しておらないわけでございます。したが、けがをしたと称する人の行動というものには以上申し上げたとおりでございます。警察官との接触はないという事実を御答弁申し上げたわけでございます。

○瀬谷英行君 要するに、機動隊の中には殴つた覚えはないと、こういう話になっているんです。つまり、上司の方には報告してないということなんです。そういふ事実は、しかし、これは冷静に考えてごらん下さい。転んで倒れて四十針も縫うようなけがをするということがあり得ることかどうかなんです。しかも、きょうは写真も持つてまいりました。小さい写真じゃわかりにくいと思ひますが、この大きい写真「この男が犯人です」と、こういう写真まであるわけですが、はつきり。

それからこちらの方は、当時倒れた被害者の写真です。血まみれになつて倒れているんですね。この写真を見ただけで、つんのめつて転んで、あるいはけがつたまま転んでこんなけがをするということは常識的に考えられないでしょう。しかも、周囲にいた何人かの人の証言がある。そして、周囲の人たちはこの男が犯人だと言つたから、写真も素早く撮つたわけですね。これは上から撮つた写真、正面から撮つた写真、横から

撮った写真、後ろから撮った写真。それで、このヘルメットの数字等でもって第七機動隊の第二中隊ということまではっきりさせているんですよ。

これはきわめて重大な問題だと思っております。警察官が自分たちの身のやった暴行をかばって隠そうとしたという事実を、私もこの事件からかぎとらなさいかぬ。上司は、報告がないからそんなことはないと言つて済ましていいものかどうかなんです。報告がないからなかったと信ずるだけいいんです。本当に真剣に調べたのかどうか。写真まであるんですからね。これは一体どうなんですか。

○政府委員(山田英雄君) 先ほどもお答えいたしましたとおりのことではございません。当時規制に当たった全警察官、もちろん幹部もそこに所在してあるわけですが、幹部を含めた全警察官から詳細に事情を聴取して、先ほど御答弁申し上げました事実をそれなりの心証を得て確認いたしましたので、詳細調査の結果、そういう事実であるというのを申し上げておるわけでございます。

なお、ただいま申されました写真その他関係者の言いがどうであるかということ、私どもの調査した事実を照らしてみますればよくその理由がわからないわけではございますが、いずれにしても、東京地検に刑事告発がなされておるようでございます。また、東京地裁には国家賠償の請求も出されております。私も、そうした地裁の公正な捜査、地裁における公正な審理にまことに思つていますが、その場においても、ただいま申し上げました事実関係で十分に御説明してまいりたいと思つております。

○瀬谷英行君 じゃ、写真なんか見ておられるんですか。その犯人である機動隊員の写真なども見ておられるんですか、あなたは。

○政府委員(山田英雄君) 私自身は、ただいま示されました写真については、報告の中でそういう写真も相手方は持つておるといふことは聞いております。

○瀬谷英行君 私が質問したのは、見ているのかというのを言つておられるんです。

○政府委員(山田英雄君) 写真自体は見つておりません。

○瀬谷英行君 写真を見ないでいいと信じてしまつては、私は早計だと思つておられます。写真というのはごまかしがきかないんですからね。じゃ、今度角度を変えて申し上げると、この男が犯人である、この男に殴られて四十針も縫うようなけがをしたというのを言つて、被害者側はこういうふうな大きな「機動隊の暴行を告発する会」というものをつくつておられるんですよ。もし勝手に転んで一人だけをしたにもかかわらず、それは警官が殴つたからけがしたんだというふうな言つたとすれば、これは重大な問題ですよ、逆に言う。警察とすれば、こっちはわからないでしよう。やつた覚えもないのに、一人で転んでけがしてたにかかわらず、こんなけがをした、この男が犯人だ、こういうふうな言つて、写真まで大きく出して一般の人にも呼びかけをして、こういうことは、逆に言う、警察としてもこれは何らかの処置を講じなきゃならぬでしょう。

この男を確かめるのはわけのないことですよ、恐らく。幾ら機動隊の数が多からうと、この男を呼んで、おまえは本当にやつたのかやらないのか、どうなんだというのを確かめて、やつた覚えがないにもかかわらず、この男が傷害の犯人だというふうな決めつけられたら、警察の方でも対応措置を講ずる必要があるというふうなことは私に思つておられます。どうなんですか、その点は。

○政府委員(山田英雄君) その写真の者がいかに理由で犯人であると主張しておられるかは、私よくわかりかねるわけではございますが、しかし、いまお尋ねの点は、私も同じ角度で受けとめておられます。現に接触がないわけではございますから、暴行した事実がない、暴行した事実がないところには暴行したといつた訴えを起された、そのことはきわめて重大であると受けとめておるま

す。

○瀬谷英行君 重大であるで済まないですよ。接触がないと言つても、この写真なんか見ると明らかに接触してはいますわね。接触がないというのには、機動隊とデモ隊とが離れておつた、離れ離れになつてたというのを接触がないと言つておられるんです。この写真を見るというところ、機動隊に囲まれておられるんです。接触がないどころか、三センチと離れてないですよ、これは。ほとんどラッシュの電車の中のような状態で、体がくっついておられます。これでも接触がないなど言えるかどうかです。

特に、もしも接触がないにもかかわらずけがをしたんだということであれば、機動隊が殴つたんだと言われたのなら、あなたの方が逆に事実を明らかにしてその黒白をつけるという行為に出なきゃならぬというふうな私は思つておられます。重大なことで済みますか。無実の罪をかぶせられて黙つていていいんですか。機動隊というものは、それはいいかいいか、事実がなかつたにもかかわらず、殴られた、けがしたと言つたならば、これは警察としても当然対応しなければならぬでしょう。もし自信があるならばですよ。どうなんですか、その点は。

○政府委員(山田英雄君) もとより、当初警視庁に關係の方が見えましたときには、そういう暴行の事実がなかつたというところは十分に御説明しておるわけではございます。にもかかわらず、どういふ理由かそういう一人の写真というものを、出して、現場の写真であるならば別として、顔写真だけを出して、その男がやつたというところで、刑事告発なり国家賠償請求をされておるわけで、その場において十分に黒白はつけられるものと私は思つておられます。

それから、接触がないと言つて接触してはいるではないかというたゞいまお話がございましたが、違法な行為をするデモ隊に対しては規制をしておられますから、これは接触しておられます。ただ、けがをしたとおぼしき場所におけるそのけがをし

たとおぼしき人との接触はなかつたということをおし上げておられるわけではございません。

○瀬谷英行君 あなたは全部報告を聞いて、その報告をうのみにしてはいるわけですか。しかし、実際には、あなたの報告にはうそがあるというふうな認めざるを得ません。だから私は言つておられるんですけれども、法務大臣もよく聞いてもらいたいんですよ。

黙つて転んだり、けつまずいたりして、こちらの写真にあるように四十針も縫うような重傷を負うということがあり得るかどうか。これは力いっぱい殴られた傷だというふうな認めざるを得ませんよ。どこのだれが殴つたかわからないといふんじやない。たぐさんの人間がこの現場には居合わせたいんです。その状況の中にもかかわらず、警察の方では機動隊の方は接触してない、この機動隊員をかばつておられるんですね、一生懸命。こういうことが、幾ら警察だからといって許されていいのかどうかなんです。これははいはいにしいけない問題だろと思つておられます。その点、法務大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 検察当局に告発もなされておるということではございますし、したがって検察当局においても事実関係は十分調査をすることだと、かように考へておられます。

○瀬谷英行君 まず警備局長自身が写真も見てないと言つたのだから、これじゃ話にならないんですよけれども、やはり写真を見せてもらつて、たぐさんの証人の証言を聞いて、事実関係を明らかにする必要があると思つておられます。はい、いかにしてかばつてうやむやにするというふうな態度が、いまはあると思つておられます。それははいかぬと思つておられます。これはあくまでも徹底的に事実を究明すべきです。事実を究明することができないように顔も素性もわからぬというのなら別なんですけれども、こういうふうな明確なわけですね。

もしこの人間が暴行の犯人でなかつたとする、これは逆に言う、とゆゆしい問題になるんですよ。このピラ、ポスターがどの程度配布された

か私よく知りませんけれども、殴った覚えがないのにでかか顔写真を出されて、この男が人を殴って大けがをさせたんだというふうに宣伝されているのなら、これはたまたまのものじゃないです。事実がない、事実無根だと言ふのなら、警察の方でこれは逆に訴えて白黒をつけるという行動に出ないはずだと私は思うんですよ。自信があるならばですよ。警察の方に自信があるなら、当然やるべきだと私は思いますよ。それは重大な問題だと言葉だけで済ましていいことでは私はないと思う。

また、今度は、場所から言うともデモのそろそろ終着地点ですよ。そんなにこたごたするような場所じゃない。間もなく解散になるところなんだから、そんなに機動隊が目の色を変えてがたがたしたくたつて、問題はもう片づくというそういう時期的なときに、この男が出てきてこんな重傷を負わせるようなけがをさせるということ、この機動隊員の性格にも大きな問題があると思う。つまり、これはかなり凶暴性を持った性格であるということになるんですよ。それは部内にそういう人間を機動隊員として温存しておいていいかどうかということも、上司として当然考えなきゃならないんじゃないですか。どうなんですか。もし事実だったならば、こういう人間を機動隊員に置いておくことに問題がある。事実でないとして、警察自体が問題を明らかにするために積極的にこの人間を証人に立てるとか、あるいは調べて対決させるとかという方法を講ずべきだと私は思うんですよ。その点どうですか。

○政府委員(山田英雄君) その示されている顔写真の機動隊員が犯人であるという前提のもとにお話をされておるわけでございますが、私どもとしては、全くそういう事実はない、機動隊員の顔写真がパンフレットに載っているからといって、それが犯人であるという前提で議論していただくのは間違いであろうという考え方をただいま持っております。したがって、黒白をつけるというんですか、警察として把握しておる事実は事実として

十分に御説明もし、あるいは公判の場においても、地検の行われる捜査に対しても十分に主張して御理解を得たいと思っております。

○瀬谷英行君 ぼんやりして聞いてないでもらいたいんだ。私は犯人であるというふうに断定して言ったんじゃない。もし犯人であるとすれば、これは警察としてもこういう人間を機動隊に置いておくことに問題があると言ったわけですよ。もう一つ、犯人でなかったとすれば、こう言っているんですよ。この顔写真の男が犯人でなかったとすれば、事実関係が何もないのに、殴った覚えも何もないのにこういうふうに大きな顔写真を出されて、この男が犯人ですよと言われて黙っている方がどうかしているんじゃないですかと言ったんですよ。私に犯人だと断定して言ったわけじゃない。犯人であったならば問題だ、これは警察の方で処置しなきゃいかぬと。犯人でなかったとすればこれはまた問題だ、当然受けて立って、そしてこの男から事情を聞いて黒白をつけるという行為に出るべきである、こう言っているんですよ。私の言うことは、犯人であると断定した言い方をしているんじゃない。二通りの言い方をしているんですよ。その点、あなたはよく理解してない。このボスターだけを見て物を言うに自信をください。犯人ではなかったというふうに自信を持って言うならば、当然黙っていないで事実をこうこうですと、この男を呼び出してそして事情を聞くというのをやらなきゃいかぬでしょう。あなたには写真も見えないと言ったから、そういう努力をやっていないんじゃないですか。

○政府委員(山田英雄君) 警視庁当局においては、この問題となる梯団なり、けがをしたとおぼしき人が飛び出した場面を警備に従事している全警察官から詳細に事情を聴取して、暴行を加えた事実はないということを確認しておるわけでございます。したがって、その顔写真の機動隊員が何びとであるかは私どもまだ確かめてはおりませんが、そういう個人を特定しての告発なり賠償請求というのがなされておるわけでございますから、当然それに対応した措置を警視庁当局においてもとるものと考えております。

○瀬谷英行君 どうもあいまいなことを言っておりますけれども、あなたのほきわめて事務的でその報告を受けてない、受けてないから事実もない、こういうふうに断定しておるのですよ。しかし、それは無責任だと思ふんですよ。何もなしにこんな大けがをすることはあり得ないと言ふんですよ、どう考えても。あなたの答弁をまともに聞けば、勝手に転んで勝手に大けがしたんだと、こういうふうにししか聞き取れないのです。機動隊の方は何もしてないんだと、こういうふうに言っているわけですよ。しかし、証拠写真はいろいろある、それから証人もいろいろいるんですよ。だから、あくまでも警察側には落ち度はないんだ、機動隊員にはそれらしき人物はいないんだと言ふのならば、逆にあなたの方からこの被害者に対して、被害者を相手取って逆に訴訟するなり何なりということだってやらなきゃいけないわけですよ。そういう措置は何もやらないのですか、その必要はないというふうにお考えになっていらっしゃるのですか。相手をする必要はないと思つていらっしゃるのですか。その点はどうなんですか。

○政府委員(山田英雄君) 先ほどから申し上げておりますように、民事、刑事の訴えというのを当事者の方は起こされております。その過程において事実が明らかになると思いますが、また警視庁当局においても、またいろいろ写真によって特定を受けている個人においても、しかるべき対応をするものというふうに考えております。

○瀬谷英行君 私はやはり事なかれ主義はいかぬと思ふんですよ。事実がはっきりしている。これは幸いにしてけがだけで済んだ、殺されないうえに済んだけれども、もしもこの人が樺美智子さんのように殺されたらということになる、なおさらこれは大きな問題になってしまふ、取り返しつかないことになってしまふ。そこで、実は私も昔、安保騒動のころ機動隊に、何もしないのにつ

飛ばされたという経験があるんですよ。だから、機動隊というのは何もしないと言つたって当てにならない、こういうふうに思っているんですよ。それともう一つ、警察の事なかれ主義でもってやはりどうも腑に落ちないと思ふ点がある。一つある。これは時間の関係でこっちの方へ話を移しますけれども、榎本三恵子という人が週刊文春に手記を書いているんですよ。この人の手記によると、ロッキード事件の田中角栄元総理の運転手笠原という人が自殺をしたというところについて疑念を持っていらっしゃるんですね。あれは自殺じゃないと、こういう考え方を持っている。それから笠原運転手の奥さんの言葉も、自殺とは思えない、こういうふうにも言っているんですよ。

そうすると、事故死でなくて自殺でないということになると、自殺ということになるんですよ、これは。それで、自殺ということになると、犯人がいるということになる。だから、自殺であったならばこれはしょうがないです。どういふ動機かというところは死んだ人に聞くわけにはいかないからこれはしょうがないけれども、もし自殺であったとすると、警察とすればあくまでも他殺の線でもって犯人を捜さなきゃいけない、こういう義務が当然出てくると思う。

この文春の記事をごらんになったかどうかかわりませんが、不審の点が幾つかあるということも指摘をされております。そして、これを一々読み上げると時間がかかりますから一々読み上げませんけれども、週刊文春の十一月十九日号「笠原運転手はなぜ「自殺」を」という欄を読みますと、われわれが考えてもみてもどうもこれはおかしいなと、こういうふうにも思わざるを得ない。もし自殺という点について疑念があるならば、当然これは調べなきゃいかぬと思ふんですよ、その調査は一体どうなっておるのか。もし他殺だったとすると、まだ殺人罪の場合には時効が来てないはずなんです。当然これは何らかの捜査をしなきゃならぬというふうに思ふんですよ。

が、その点どうですか。

○説明員(仁平園雄君) 当時、警察といたしましては、現場の見分、検査官立ち会いのもとの検視、鑑定検査、その他所要の捜査をいたしました結果、死体の外部に全く外傷がないということ、それから着衣に乱れがなく他人と争ったような形跡が認められないこと、それから車内に物色の状況がなく所持金等は紛失していないと認められること、それから排気ガスを引き込むために用いられていましたビニールホースは、死者が自動車を購入したときにサービスマンとしてもらい受けたもので、その切断面とトランク内に残っておりまして、その切断面とトランク内に残っておりまして、トランク内の工具箱に収納されておりましたプライヤーにより切断されておりましたことが判明したということ等から、排気ガス吸引による自殺と判断したものでございまして、特に他殺の疑いがあるという状況が認められなかった関係上、他殺面の捜査を特別にやったということではないわけでございます。

○瀬谷英行君 下山事件というのも、自殺か他殺かということの判定がなかなかつかないで、今日に至るもまだその点なぞの事件になっているんです。

それで、私はこの笠原運転手がどういう事情にあったかということを一々申し上げませんけれども、この人がもし自殺をしたというのならば、これはもうその動機やなんかいま聞きようがないです。他殺だったとすれば、自殺でもって片づけられたのじゃこれは浮かばれないと思うんです。だから、もう一度これはやはり被害者の――被害者というより、この自殺した笠原さんの遺族なり、あるいは榎本三恵子さんの証言とか、あるいは記述とかということをもとにして、少しでも他殺の疑いがあるのならば、その線調べてみるというくらいは努力は私はずきだと思ふ。もし事実が違つておるといふならば、書いた榎本さんの方に責任があるわけだから、余り人殺しの事件を軽々しく書かれちゃ困るわけなんです、これ

は。

だからその点は、こういうふうに記事になって出た以上は、天下に公表された以上は、疑惑を晴らすための努力、他殺であるかもしれないなかつたという問題について調査をするということをお私はずべきではないかというふうに思ふんですが、これは単なる週刊誌の記事として見送られていいものかどうか、そういう疑問があるからその点をお伺いしたいと思ふんです。

○説明員(仁平園雄君) 週刊誌で指摘されておりますような幾つかの疑問点、つまり生前の足取りですか、八月一日の足取りがはっきりしないとか、ビニールホースの指紋がつかないとか、解剖したか、ドアのロックについての疑問とか、解剖しなかつた理由とか、自殺の動機がはっきりしないとか、いろいろございまして、そういう面につきましても当然当時関係者から事情を聴取する等必要な捜査をいたしておるわけでございます。その結果を総合的に判断して自殺と認定しているわけでございます。特に問題があると、あつたというふうには考えておりませんので、今後改めて捜査をするというつもりはないわけでございます。

○瀬谷英行君 私がなぜこういう問題を取り上げたかという、警察の行為というものは絶対に間違いないというふうな外聞を取りつくりたいというふうな習性があるんです。かつてこういう事件がありました。踏切でもってパトカーが列車にぶつけれられたことがある。そのとき警察は、踏切の遮断機をおろす踏切警手を逮捕した。ところが、よく調べてみると、運転士の証言によつて、遮断機をおろし忘れたのではなくて、パトカーが踏切の中に入つて、そこでエンジンを起こして、そこへ列車が来てぶつかったという事実があつた。そのことがあつたんです。その証言がなければ、エンジンを起こしたパトカーはしばらくつづけて踏切警手に罪をなすりつけて済ますつもりだつた、こういう事実がありました。

それから、この笠原運転手の問題も、この人も埼玉県で死体が見つかったわけですが、前の人にやはり殺人死体遺棄という事件があつて、周辺の人々がこればかりじゃなくというふうにもかわらなかつた。警察はこれを失察、家出として扱つた。ところが、死体が見つかつて、その犯人もつかまつたという事件があつたんです。

問題は、その事件よりも、そのときの警察署長の談話というのが私はいままで記憶にあるんですが、警察の処置に誤りはなかつた、こういう談話を発表しているんです。こんなばかなことはなにかかわらず、それを家出として処理をして、要はないんです。家出として処理をして、そして死体が見つかつてその点を追及されると、警察の処置に誤りはなかつたなどという談話を発表するんです。この責任回避の感覚ですね、この事なかれ主義の感覚、これはやはり警察行政の中から一掃する必要があると思ふ。

今回のこの機動隊に暴行された岡田さんという人は法廷で争う決意を持っておりまして、あつたけれども、もしも事実関係が写真や証拠や証人等によつて明らかになつて、そしてこの機動隊員の中に犯人がいたということがはっきりしたならば、そういう事実はないと信ずるところで答弁をした人の責任を私は追及したいと思ふんです。これは職務怠慢であるということになるんです。その点を明らかにしておきたいと思ふんですが、その点どうでしょう。

○政府委員(山田英雄君) 先ほど来お答えをいたしておられますとおり、私も警察当局としては、暴行の事実はないと調査の結果判断しておりますので、そのことを繰り返して申し上げておるわけでありませぬ。

○瀬谷英行君 時間ですから終わります。

○藤原房雄君 供託法につきましては、それぞれの関連いたします問題についておおよそ質疑をいたしまして、またそれに追加すべきこともござい

ませんので、本日は外国人登録法の一部を改正する法律案、このことについて一、二の点についてお伺いしておきたいと思ふのであります。

前回もお話しございましたように、このたびの供託法にいたしましては外国人登録法の一部改正にいたしました。行革がらみといふ点か、こういう中で問題でありますので、そういう点につきましても合理的な運用、簡素化、こういうことを中心にして過日いろいろお尋ねをしたわけでありませぬ。これは業務の簡素化とか行政上の手続の簡便さとか、こういうことである御努力なさいませぬ。このたびの法案の提出があれだけあります。この外国人登録法に提出しては昭和五十年の七十五国会におきまして、許可、認可等の整理に関する法律案、これが出されたときに、在留資格とか在留期間についての職権変更登録制度ですね、この問題が行政官庁の方から提起がございましては職権変更登録制度というものが採用されておつた。

これは国会の中で衆議院を通過しましたが、参議院で未了になつたわけでありませぬ。その後出された法案には、この職権変更登録制度というものは削除されておつたわけですね。三、四年の間に、こういう行政官庁という中でいろいろ検討した。そしてこの行政改革、行政の簡素化というふうな中で、職権変更登録制度でいいじゃないかというふうな結論が出て法案までつくられておつたものが、通過しなかつたというその後のいろいろな事情があつたにいたしまして、これが削られたというところは、三年、四年の間にどういふ検討がなされてこれが削られることになつたのか。

また、行政の簡素化からいいますと、当然これはそのまま採用してしかるべきだと思ふのでありますけれども、そうならなかつた理由、部内でのいろいろな検討、行政官庁とまた法務省との立場の相違、こういうことがあつたんだらうと思ふますけれども、そこら辺のことについて御説明いた

だきたいと思ひます。

○政府委員(大藤弘君) ただいまの藤原委員がお取り上げになりました点につきましては、確かに外国人登録事務の簡素化という見地からは望ましいと考へておりました。現にそういうことで、私どもとしてはそういう提案を国会にお諮りしたこともあるわけでございます。しかし、その際、これは入管当局が登録事務に介入するものだという強い反対論があったものでございます。したがって、そういうことも背景にございまして、私どもとしてはいろいろ検討はしたけれども、それを再び国会にお諮りすることは断念するということに今日に至っております。

【委員長退席、理事眞鍋賢三君着席】

○藤原房雄君 反対のあったことも私も十分に聞いておるわけでありませぬけれども、今回のこの事務の簡素化ということの中で、一度断念したことだからこれは触れるべきことではないということなのか、これは一応検討の課題としていろいろ御検討なさって、やはりこれは好ましくないというところでこのたびの法案の中には入らなかつたのか、その間はどうなんですか。

また、この職権変更ということになりますと、どのぐらいの事務量の軽減ということになるんでしょうか。その辺のところはどうでしょうか。

○政府委員(大藤弘君) 今度の国会に外国人登録事務の簡素化、合理化の具体的な提案をいたしますに先立ちまして、私どもとしては、どういう具体的な手だてというものが有り得るのか、広く検討をしたわけでございます。その一環といたしまして、ただいま藤原委員が御指摘になつていらつ

しゃいます点も、当然私どもとしては考慮はしたわけでございます。しかし、当時の国会における非常に強い反対論というものを考へまして、私どもとしては今度の臨時国会にこれを提案するということとは断念した、そういう経緯がございまして、

なお、この職権による在留資格、それから在留期間の変更をやるということによってどのぐらいの事務量が削減できるかということについては、

具体的な数字は持つておりません。

○藤原房雄君 前の国会で難民認定法をいろいろ審議をいたしました。奥野法務大臣在任中——間もなくいろいろ催されるようでありませぬが、とにかくこの難民問題というか、流民問題につきましても、非常に身近なことにしまして、国際的な問題としてこれは提起されたわけでありませぬ。その中で、大臣もずいぶんこの問題については、いままでの閣議了解になつておりましたものを一歩も二歩も進めるような御発言があり、またそういう処置をとられたというこのようなことで、さらにいろいろなケースがございまして、そういう個々のケースについては非常にむずかしい問題もありますが、人道上に沿つてということで大いから御配慮いただきたい面もあるようでありませぬ。

いずれにしましても、この難民認定法もいよいよ来年の一月一日からこれは施行ということになるわけでありませぬが、いままでいろいろな準備をしたり、また検討なさつてきたんだらうと思ひます。私どももこの法案を成立させたという責任の上からも、部内でのいろいろな検討、また、一月一日からの施行に当たりましての問題について二、三触れてみたいと思ひんであります。

最初、インドシナ難民の現況ですね、最近の一番新しい時点での難民の定住者数とか、その国籍別、また一時滞在難民の上陸者数とか出国者数、残留者数、その現況について簡単に御説明いたしたいと思ひますが。

○説明員(色摩力夫君) お答えいたします。

【理事眞鍋賢三君退席、委員長着席】

定住難民に關しまして、これは十一月二十日現在の統計によりますが、定住許可総数二千五百三十名、定住許可実数——と申しますのは、このうち、定住を申請して取り下げということが間々ありますので、許可実数が千七百九十四名、そのうち、実際に本邦に入国しまして定住したと認められる難民が千六百五十四名。

そのうち、国籍別に申しますと、ベトナム人が九百五十四名、ラオス人が四百八十三名、カンボ

ジア人が二百十七名というものが定住難民の現況でございます。

次に、一時滞在難民を申し上げますと、これも十一月二十日現在の統計に基づいて申し上げます。現在、全国いろいろなところに約三十ばかりの一時滞在難民の収容施設がございませぬが、そこに現在滞在している難民総数は、この時点におきまして千八百二十九名でございます。

この中身でございますが、これは複雑になりませぬ。というのは、一時滞在難民の受け入れの開始が昭和五十年でございます。それから各年にわたりまして上陸者数、それからその後の出生数、それから定住許可を得てステータスが変わつた難民、それから死亡数、出国者数、いろいろ複雑な関係になります。

ことしの昭和五十六年について一つの例として申し上げますと、上陸者数が千九十九名、上陸後の出生者数が七名、出国者数、つまり希望に基づきまして第三国、これはアメリカとかオーストラリアとかフランスとかカナダとかそういう国々でございませぬが、そこに引き取られて出国した難民が三十名、残留者数が九百九十六名、それが概況でございます。

○藤原房雄君 年度的に見ますと、上陸者数、要するに日本の国にとどまるこの残留者数がどうかということが、一つの目安といひますか対策上問題になるのだらうと思ひんで、統計的に見ますと、やっぱりこの上陸者数とそれから出国者数、それが残留者数になるんだと思ひますが、ふ

える傾向にありますね。これは各国のいろいろな様子等についても報じられておりますけれども、こういうふうな傾向にあるということは昨年あたりから多いように見受けられるんですけれども、こういう傾向にあるということは言えると思ひますが、どうでしょうか。

○説明員(色摩力夫君) 先生御指摘のとおり、年々入国者数ははるかに出国者数を上回つておりますので、これが累積するという傾向がございませぬ。これがいま難民政策と申しますか難民対策と

いうことでいろいろなむずかしい問題でございますが、その大きな難問の一つとなつて居ることは事実でございます。

○藤原房雄君 いままでとは違つてそういう傾向にあるということは、その理由はどこにあるんでしょう。

○説明員(色摩力夫君) 一つは、どうして入国者数がふえるのかという問題、それから第二は、どうして出国者数がかくも低いのかという二つの面があると思ひます。

第一の問題に關しましては、これはよくわかりませぬ。よくわからないと申しますのは、インドシナ難民、つまりベトナム、カンボジア、ラオス、この三国から難民として現地で外に出る難民の数は明らかに減つております。総数において減つております。

ただし、その中でベトナムの場合、つまりこれは大部分がポートビールというところで海上に脱出するわけですが、この数は、それにもかかわらず、少なくとも昨年と比べて減つておりませぬ。むしろふえきみという統計が出ております。ベトナムだけがどうしてふえているのか、これは的確な理由が、各国の難民関係者いろいろ機会あることに意見を交換するのですが、よくわかりませぬ。しかし、事実としてそういう傾向があるというところでございませぬ。

第二の、どうして出国者が少ないのかと申しますと、これは大きな理由として二つ指摘したいと思ひます。

一つは、いままでの体験によりまして、わが国の一時滞在施設に滞在している一時滞在難民の大部分が積極的に日本に定住したいという意志を持たない、あるいは示さない。大部分が第三国、特にアメリカに行きたいという強い希望を持つて居るといふことが、現象の説明でございませぬけれども、一つ指摘できると思ひます。

それから第二は、それでは希望をされた国々、たとえばアメリカとかヨーロッパの諸国あるいはカナダ、オーストラリアという国々の引き受けの

政策と申しますか、その全般の傾向でございますが、大胆に割り切って申しますと、多少変化が認められます。その変化は、縮小という方向に向かっているかと判断せざるを得ない。縮小ということ、量的なつまり枠というものを下げるという形であられたり、定住引き受けの条件をきついたり、あるいは制度としてきつくなけても運用において制限的になされていくと、そういうことが指摘されると思います。

○藤原房雄君 きょうは時間もありませんから、このことだけで、いろいろお尋ねし、そしてまた、それに対する問題いろいろお聞きしたいと思っておりますが、これはまた後日に譲りたいと思います。

さしあたっての問題として、先ほど申し上げましたように、難民認定法の施行ということと難民認定すること、こういうことの作業が具体的に執行されることになるわけですが、この難民認定の条件というものはあるわけであり、しかし、これは非常に微妙といえます。かきずかしい問題で、果たして現在、この難民に認定される方はいいんですけれども、認定漏れになった方々はどうなるのかということ。およそこの難民と言われる方々が、現在決めておられますこの国の方針に沿って、どのぐらい認定になるというふうに推測していらっしゃるのか。

また、認定にならない、認定は非常にむずかしいんじゃないかというふうな感じの方々も非常に多いように、多いというか、現在のこういう状況から見ますと、非常に認定もむずかしいというふうなことも報じられているわけですが、この施行に当たりまして、運用面で現実これはどういうことに推移するといふふうにお考えになっていらっしゃるか。もうこれは一部新聞等にも報じられておりますが、本委員会におきましてもそういう法案の審議をしたということもございまして、現状としてどのように把握していらっしゃるか、その点のことについて概略御説明いただきたいと思いますが、どうでしょう。

○政府委員(大藤弘君) 難民の認定手続は、来年の一月一日から発足するわけでございます。この場合、この難民認定の申請をする人たちの大部分はインドシナからの難民であろうと私も考えております。その中でも、特にわが国に定住のため来ている難民、いわゆる定住難民の人たちが多いんじゃないかと、こういうふうに見ているわけでございます。

ところで、こういう方々が認定を申請されましたときに、一体結果がどうなるだろうかという点でございまして、この見通しは非常にむずかしいのでございます。藤原委員も御承知のとおり、難民であるかどうかの尺度は、難民条約に掲げております定義に合うかどうかということになるわけですが、

具体的には、申請をした人がその祖国で迫害を受けた、あるいは迫害を受ける可能性がある、おそれがあるかどうかということになるわけですが、そういう認定の申請をした人につきましても、私も入念に調査をして、もしそういう迫害の事実があれば、当然そういう方々は難民条約にいう難民として認定されることとなります。他方におきまして、認定漏れになる人も出てくるかと思っております。たとえば具体的には、いわゆる経済難民と言われているような方々でございまして、もし本当にもう少し経済的にましな生活をしたいということだけだわが国を脱出したという人がある場合には、いわゆる経済難民でございまして、こういう方々につきましても、これは条約上には難民と認定できないということになります。

ところで、それでは、そういうことで認定を受けることができなかった人たちの処遇をどうするかという問題がございまして、インドシナ半島から脱出してきたいわゆるインドシナ難民のうちで、わが国に定住のために来ておられます人々につきましても、すでにインドシナ難民対策連絡調整会議、内閣官房の調整会議におきまして、難民として認定されない者に対しても可能な限り難民条約でいう難民に準じて処遇するよう配慮するとい

ことが方針として決まっております。

そこで、私も法務省といたしましてはこの方針の通りとしまして、私どもの所管の事務につきましても、できるだけ難民漏れ、難民認定に漏れた人々についても難民認定された人との間に処遇の差が余り起さないように配慮したいと、こういうふうな考えをしております。

○藤原房雄君 難民条約を締結してある国々におきましては、それぞれの尺度でこれは難民認定と認められるわけでありまして、日本の国では認定にならないけれどもほかの国へ行ったら認定になるんじゃないかということはないだろうかと思っております。それはどうですか。

○政府委員(大藤弘君) 認定の基準はどの国でも難民条約にいう定義でございまして、認定手続はどの国で行いまして、同じ定義によってい

る限り結果は同じでございます。しかし、今後の運用面のことについては、いまお話をしました経済難民ということも言われておるわけですが、これは、現状につきましても非常に厳しいいろいろな諸問題があるようでありまして、認定漏れになった方々の処遇をどうするかということが、やっぱりここで一番問題になるんではないかと思っております。難民に準じた処遇をするというふうな方針、閣議の了解等もあるようでございます。しかし、それは具体的にどういふことをするのかという、まあやはり難民といいますが、こういう形で日本国へ入ってきたという方はそれなりに家族的に、または社会的にいろいろな事情があるのだからと思っております。

そういうことを十分に参酌し、人道的な判断の上で立ってやっぱり処遇いたしますか、こういう問題を考えましても、難民認定しないからといって大きな処遇の差があったり、それからまた、できるだけこの運用面で、こういう定住というのについて積極的に認めていくという方針なのか、または第三国への出国、こういうことを積極的に認めますか、そういうあつせん等について力

を入れるといたしますが、そっちの方にウェイトがかかるのか、認定漏れの方々の処遇というのは非常に今後は問題になるんではないかと思っております。

○政府委員(大藤弘君) 難民の認定を受けられた人とそれから受け手ができない人との間の処遇につきましても、国によりましては、条約上の難民はこれは滞在を認めるけれども、難民と認定されなかった者、難民と考えられない者につきましてもは本国内に帰ってもらう、あるいは第三国に移ってもらう、こういう政策をとっている国もあるようでございます。

ところで、わが国の場合でございまして、けれども、インドシナ難民に関する限り、難民認定の申請を行います者の大部分は定住難民であろうかと思われまして、ところで、この定住難民につきましても、条約上の難民であると認定されようがされまいが、わが国といたしましては、わが国における滞在、在留を認める方針でございまして、したがって、条約上の難民であることが認定された人は、当然これはもちろんわが国に在留できるわけでございますけれども、定住難民としてわが国に入ってきていて、しかも難民認定の申請をしたけれどもいろいろな理由から認定漏れになった人々につきましても、在留は引き続き認めていくというふうな考え方をございまして、したがって、その点で何ら懸念はないわけでございます。

そのほか、在留の問題以外に、たとえばわが国に在留している間、海外に渡航できるかどうかという問題がございまして、難民の場合に、難民条約

に定めております難民旅行証明書というものをわが国の場合にも発給することにしてあります。しかし、難民と認定されなかった人たちにつきましても、再入国許可書というのを発給するという形で、海外渡航の道は開かれているということでございます。

○藤原房雄君 じゃ、流民のこと、これは前国会でいろいろ質疑を申し上げましたし、またいろいろ御配慮もいただいたわけでありまして、ことしの五月ですか、流民に対する三つの方針、こういうこともお決めいただいたわけでありまして、流民処遇の新しい方針に基づいて特別在留許可を与えられた人数と、それから与えられなかった人数、これ、わかりましたらちよっと——そして特別許可が与えられなかった場合には、どういう理由でこれを与えられなかったのかという、その間のことについて御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(大藤弘君) 五月に流民につきまして新しい処遇方針を定めて、これを国会の場で明らかにさせていただいたわけでございますが、それ以来、法務大臣の在留特別許可を与えられた員数は合わせて八名でございます。

国籍別の内訳を申し上げますと、ラオス人が一名、それからタイ人が二名、中国、これは台湾でございますけれども、系の人が五名でございます。この八名のほかに、アメリカカへの入国が認められて近く日本を出国する予定にしております中国人——台湾系統ですけれども、一名に對しまして短期九十日の在留特別許可を与えた、そういう事例がございます。

他方におきまして、この間にわが国の新しい処遇方針に該当しないということで退去強制令書を発付された事案は二つございます。中国——台湾の国籍を持った人が二人いるわけでございます。

す。なぜこの人たちが、それではほかの八名に比してわが国での在留特別許可の対象にならなかったのかと申しますと、この二人とも、いずれも台湾に帰って居住することができると私も考えました次第でございます。先ほどの八名の在留特別許可が与えられた人につきましては、行き先がないということで私も私どもはそういう許可をしたわけでございますけれども、この二人につきましては、一人はもうすでに三年半台湾に住んだというふうい実績がございますし、それからもう一人につきましては、何度も台湾と日本の間をいままで往復していると、そういうこともわかっております。したがって、この二人につきましては新しい処遇方針の適用はできないということで、現在退去強制令書が発付されて、収容所に送還待ちになっているという状況でございます。

○藤原房雄君 時間がありませんので粗々のことだけお聞きしましたが、過日警察庁の方にもいろいろお尋ねを申し上げまして、外国人登録証の不携帯のことについてお尋ねを申し上げました。いろいろ統計的な数字的なことについてお答えがありました。不携帯の今日までの検挙数といいますが、そういうのはおよそ三千七百五十五人ですか、こういう数字的なことや、その中でまた逮捕者が百名近いと、こういうお話もあつたわけでありまして、いろんなことをお尋ねしたいと思っておりますが、もう時間もありませんから一つだけ申し上げておきたいんですが、過日も申し上げましたように、留学生の方がたまたま大阪からこちらへ来て、不携帯だったということであるという調べられたということでありまして、まじめな学生であつたようでございます。その方がいろいろな取り調べ、署内に入りまして手錠をかけられたということ、非常に不快感を持ち、それが日本の国に對するそういう認識といたしますか、そういうことをされたというところで非常にショックを受けたという、こんな話を聞いておられるわけでありまして、署内で手錠をかけるというのは、どういふときにどういふ目的でかけるのかということ、それから不携帯は確

かに悪いというか、法を守らなかったということにはなるんですけども、学生でありますと学生証とかその人の身分を何らかの形で明らかにすることができるといふことであれば、そう厳しい取り扱いはされなくてもよろしいのじゃないかという、こんな気がしてならないわけでありまして、国際化の進むという中で、日本に入ってきた外国人も多くなる。そうしますと、こういう事例もだんだん多くなるのかもしれない。あつてはならないことかもしれないけれども、しかし、本当に意図的なことではなくして、たまたまミスといふことも、こういうことのために、厳しい取り調べのために日本に對する不信感といふものが、嫌悪感といふものが、そういうものを強く抱く。これはやはり日本に來た人、そしてまた、留学生のようにやがてはその国の指導的な立場に立つという方々にそういう感情を抱かせるということも非常にまずいことだといふこと、何かこういうものに對しての対策といふこと、考え方というものを検討しなきゃならないんじゃないかと思つております。

こういうことは、非常に検挙数が多いということ等も考えあわせまして、一時にはできないかもしれないけれども、署内では当然この国際化の進展の中で厳しくしなきゃならない一面でありながら、また留学生というか、そういう特殊な方々に對してはそれなりの配慮もしなければならぬ。また、対応につきましては、それなりにいままでとは違つた第一線の警察官の方々の対応、こういうことも十分に配慮しなければならぬんじゃないかと思つておられるが、こういうことについて、これから外国人に接する機会も多くなり、その第一線の警官の行動が、日本の国の入国の時点でもそうですけれども、そういう強い印象を与える。こういうことを考えますと、十分な教育ということが必要じゃないかと私思ふんです。

こういうことについて部内での検討がなされているのか、また今後についてそういうことも十分に考えた上で対処をしていくお考えなのか、その

辺のことについて、警察庁の見解をちよつとお聞きしておきたいと思つております。

○説明員(吉野準君) お尋ねの第一点でございますが、署内でどういふ場合に手錠をかけるかというお尋ねでございますが、これは署から署の外へ必要がありまして一時出す場合は当然かけますし、署内におきまして、たとえば留置場から取り調べへ移すという、これは短い移動でございますが、この場合におきましても逃走であるとか、あるいは自殺等の事故、こういうものを防止するために手錠をかけて、取り調べ室へ着いた段階で外すというふうになっております。

それから、お尋ねの事案は、ことしの九月の十五日の午前一時ごろ、深夜でございますが、都内の富坂署の管内で富坂署員が警戒中、路上を無灯火の自転車で信号を無視して通過してきた男がございましたので、当該警察官がこれをとめて職務質問したところが外国人である、具体的には中国人であるということがわかりましたので、当然のこととして外国人登録証の呈示を求めたのでありますけれども、持っていないと、どこにあるのかと聞きまして大阪に忘れてきたと、こういう話でございましたので、当人を外登法違反でもって逮捕いたしましたので、翌朝都内にいる友人を呼び寄せまして、この友人に依頼させまして、大阪へ行つて本人の外国人登録証を持ってきてもらひました。確認した上でその日の夕方釈放いたしました。したがって、私どもとしてはまことに適正妥当な処置だったというふうにお考えしているわけでございます。

こういう場合に学生証で代用できないかというお尋ねでございますが、御案内のように、学生証と外国人登録証とは目的もそれから中に書いてあることも全く違つたわけでございます。ちよつと代用にはいたしかねると思つております。ただ、こういう場合に、可能ならば学校当局へ連絡する、連絡した後で学校の関係者からすぐ持つてきてもらつて、それを確認した上で済ませるといふような弾力的な措置はとつておるつもりでございます。



それから、一般論として、外国人の取り扱  
いというものは言語の違い、それから風俗、習慣  
の違い等もございまして、大変むずかしいものが  
ございまして。一方では、取り締まるべきものは  
ちゃんと取り締まらなければいかぬという要請が  
ございまして。一方では、無用の誤解を与える必要  
はないということもございまして。その辺の兼ね合  
いが非常にむずかしいわけにございまして、私  
もとしてはおかねがねその辺につきまして、機会を  
とらえて第一線の警察官に教養して、国際化  
と申される時代を迎えまして、事案もふえてくる  
と思っております。今後とも一層指導、教養に努めて  
まいりたいというふうに考えております。

○藤原厚雄君 最後になりましたが、大臣、難民条  
約あるいは難民認定法、いよいよ一月からとい  
うことではあります。また、流民の問題、またた  
まの問題等、日本に参ります外国人の方も非常  
に多い、また非常に複雑、いろんな国際的な問題、  
こういうのが絡んでおられるわけにありますが、法  
の運用、しかし、その大前提にはやっぱり人道とい  
いますか、そこに一人の人がいるということ、  
十分に事情といえますか、その状況判断といま  
すか、そういう問題については判断しなければな  
らぬだろうというふうに思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 国際交流もだんだん多  
くなつてまいりますし、また、特に難民が日本に  
たどり着いてくるといふ数も、先ほど来お話し  
のように多くなつてまいっております。これらに  
対して日本がどう対応するかという事は、日本に  
ついて海外の人たちが見る目が変わつてくるわけ  
にございまして。日本の将来の安泰にもつなげる問  
題にございまして、抜かりのないようにしてい  
かなきゃなりませんけれども、同時に悪感情を抱

かせないような対応が大切だと、こう考えてお  
ります。

いまお話しした難民の問題につきましても、難民  
調査官というものが新しく生まれたわけにござい  
ますし、したがって、そういう人たちの今後の  
勉強の問題もございまして、また、大村に難民  
一時庇護センターをつくるわけにございまして、  
二月からは現実に運営が始まるわけにござい  
ます。そういう点につきましてもいろいろ準備を  
整えているところでございまして、ぜひこれから  
の日本のあり方につきましても国際社会におい  
ても十分理解されるように努力していかねばなら  
ない、かように考えているところであります。

○近藤忠孝君 前回に引き続きまして、わが国に  
入国した外国人の資格外活動について若干お伺  
いします。

最近の傾向として問題になっておりますのは、  
一つは、フィリピンから入ってくる女性の問題だ  
と思つております。そこでお伺いしますが、フィリ  
ピンから興業ビザで観光ビザで入国した人員、この  
五年間でどうなつておられるか、ちょっと御報告願  
いしたいと思います。

○政府委員(大鷹弘君) フィリピンから観光ビザ  
または興業ビザで過去五年間に入ってきた人数に  
ついて申し上げます。

昭和五十一年でございすけれども、観光ビザ  
で入った者が三千五百七十四名、興業ビザで入  
った者が二千八百六十二名、五十二年、観光ビザで  
入った者五千五百五十五名、興業ビザで入った者三千  
三十四名、五十三年、観光ビザで入った者七千四  
百五十五名、興業ビザで入った者三千八百九十八  
名、五十四年、観光ビザで入った者六千四百八  
十二名、興業ビザで入った者六千三百三十三名、五  
十五年、観光ビザで入った者が八千九百八十三名、  
興業ビザで入った者が八千五百五十五名でござい  
ます。

○近藤忠孝君 私は、このうち特に興業ビザの問  
題を重視する必要があると思つております。これは法  
務省からいただいた資料によりますと、韓国それ

から中国、この場合台湾ですが、それと比較し  
みますと、昭和五十一年を一〇〇とした場合に、  
興業ビザの場合にはフィリピンの場合には二九  
七、それから韓国の場合には一六三、台湾は二〇  
〇であります。しかし、台湾の場合には数は大変少  
ない。観光の場合もフィリピンの場合は大変多い  
んですが、しかし台湾の場合には特に観光が多い。  
また、これは別の事情だと思つておられるわけに  
ございまして、一つの特徴があると思つておられ  
ます。

要するに、これは商売として入つてきておると  
しか見られないわけにございまして。そして、それは  
国内でのいろいろな調査とか、あるいは警察への  
それらの検挙、また週刊誌、また新聞、そういう  
記事を見ましても、これらが国内で売春とかその  
他の違法行為、あるいは人身売買の対象になつて  
いる、暴力団などのえじきになつておられる、二つの  
面において大変重要な問題をいま持つてきてお  
るんじゃないかというぐあいに考えるわけにござい  
ます。

そこで、その辺の認識、そしてそれが実際資格  
外活動として摘発された人員、それからその分  
布、恐らくこれは全都道府県に及んでおられる  
んですが、その分布、それからその処分の内容、  
これについて御報告願いたいと思つておられ  
ます。

○政府委員(大鷹弘君) 最近の興業ビザで入つて  
きた人たちの資格外活動の状況についてお尋ねが  
あったわけにございまして。こういう資格外活動の  
具体的な形といたしましては、芸能人として入  
ってきた人がキャバレーとかバーとかでホステスの  
ような仕事をなさる。それから、その中で場合によ  
つては売春行為をやつておられるという方も相  
当に多いこととございまして。こういう資格外  
活動の事案というものは、昭和四十年代に入つて  
から外国人の入国者数がふえるのに伴ひまして毎  
年増加してきておられるわけにございまして。

資格外活動をやつたために退去強制手続がとら  
れた者の数のここ数年の推移を見ますと、昭和五  
十三年には二百七十四名、五十四年には六百六十  
七名、五十五年には七百四十二名でございま

て、こゝしは六月末現在で四百六十名となつてお  
ります。この資格外活動によって退去強制手続を  
受けた者は、これはもう興業ビザで入った者だけ  
じゃなくて、観光ビザで入った者も入つておるわ  
けにございまして。

こういう資格外活動の現在の傾向を見ますと、  
大体東南アジア諸国、特に台湾とかフィリピン、  
それからタイ、こういう人たちが大部分が占めら  
れておられます。

それから、こういう人たちの大半は女性でござ  
いまして、初めから出かせぎを目的として観光客  
を装つて入国し、あるいは興業ビザで芸能人とし  
て入国したというもので、ほとんどが遊興飲食関  
係業者のところへ稼働しておられるものでございま  
す。

なお、少数でございまして、男性もおります  
が、その場合には工場とか建築工事現場で稼働す  
る等、職種はかなり広がつておられます。

それから地域でございすけれども、こういう  
資格外活動をやつておられます地域も、大都市から  
だんだん最近では地方都市の方に移る傾向がござ  
いまして、いわゆる広域化現象というものが起きて  
いるというわけにございまして。

○近藤忠孝君 その広域化現象では、たとえば私  
も長野県のかなり山奥の温泉街に行きましたら、  
そこにもおられるので、こゝまで浸透しているのかと  
いうことで愕然とした覚えがあるんですけれども、  
まさにそういう状況ですね。

私はもう一つ法務省の認識をお伺いしたいの  
は、その場合、一応興業主の方から、あるいは招  
致した方からそれなりに金が払われておられます  
ね、恐らく一人十数万の金、あるいははもうち  
よつと多いかも知れません。しかし、本人に渡  
るときには大変少ないんですね。十万あるいは十  
万を切つておられる、あるいははもっと少ない場合  
がある、途中の搾取がありますね。そして、どうし  
ても売春に走らざるを得ないような仕組みになつ  
ておられる。そんな実態が新聞——これは朝日や読  
売、あるいは各週刊誌でもかなり最近詳細に報道

されるようになっていきますね。その辺はどうつかんでおりますか。

○政府委員(大鷹弘君) 私どもの方では、入国してから資格外活動で摘発されたケースにつきまして必要な調査をしておるわけでございますが、なかなか実態がつかめない。彼らもそう簡単にはこちらの尋問に対して本当のことを言ってくれないという面がございます。しかし、そういうこともあるように聞いておりますが、なかなか具体的な裏づけというものはむずかしいと、そういう状況でございます。

○近藤忠孝君 しかし、報道されている実態はもう大変なものでありますし、私は国の方の調査がうまくいかぬということであれば、そういう情報もやはり十分尊重し、対処を要するべきだと思っております。

前回、私の質問に対して入管局長の方からは、いわば實際作戦、入ってくるときにそこでチェックをするということでありました。しかし、入ってくるときに果たして本当にうまくいくのだろうか。たとえば興業ビザの場合にはそれなりに一応チェックもある程度できると思っております。で、近い部分も相当ありますけれども、そこで最近これは十一月十一日の報道によりますと、フィリピン女性に売春させたのが逮捕されたのですが、この場合には労働ビザが入っているんですね。しかし、労働ビザといいますが、これは出入国管理令四条一号の十三によつて「もつばら熟練労働に従事しようとする者」、「もつばら熟練労働」というと、普通に入ってくる飲食店あるいはキャバレー等で働く女性を「もつばら熟練労働」とは言わぬと思っております。

となれば、その辺ではチェックのしようがあるんじゃないか。そういう点では、私は入ってくるときのチェックが必ずしも十分行われてないのじゃないか。もちろんむずかしい面はありますよ。外国人に対して不快な思いをさせないという配慮もありますから、必ずしも全部がそううまくはいかぬだらうけれども、もう少し入り口のところ

のチェックを考えますと対処できるのではないかと、こういう印象を持っておるんです。その点、どうですか。

○政府委員(大鷹弘君) こういう資格外活動の規制につきましては、まず水際でやりたいというのが私どもの方針でございます。

そこで、こういう人たちが入ってくる経路は二つございます。一つは、観光ビザで入ってくる人たち、もう一つは、興業ビザで入ってくる連中でございます。観光ビザで入ってくる人の場合には、これはビザの取得が非常に容易でございますのでなかなかチェックができない。そこで、日本に入国の際、空港でできるだけ調査をすることにしております。たとえば二週間日本にいて観光したい、そのために来たのだというようなケースであるけれども、しかし、私どもの方で資格外活動をやる心配があるのじゃないかというときには、いろいろの質問をそこで入国審査官がやっております。たとえばその人たちが二週間の間にどういう観光日程を組んでいるのか、それから二週間の観光旅行に必要な経費というものを果たしてその場合携帯して持っているのかというふうなことも調べるわけでございます。

そういうことでございますけれども、しかし、先方も最近では口が巧妙になっていてなかなかそれだけのことでチェックできない、われわれの網の目をくぐって入国してしまうケースもあるわけでございます。

それから、興業ビザで入ってくる人たちでございます。私どもは非常に注意深く事前の審査をやっております。たとえば芸能人として入ってきたという場合、スポンサーと申しますか、その日本の招聘先でございますが、そこにつきまして私どもとしてはいろいろとチェックをいたしまして、本当に保証能力があるのか、また管理能力があるのか、そういうことも確かめた上で許可をすることにしております。

それから、ただいま近藤委員が御指摘になります

した熟練労働のビザを持って入ったというケースでございますけれども、もちろんバーとかキャバレーのホステスとして入ってくる人たちを私どもは熟練労働者とは考えておりませんので、そういう人たちにに対してはそういう労働ビザというものは発給されているはずはないのでございます。御承知のように、たとえば中国料理店のコックさんであるとか、こういうわが国で大体できないようなそういう技能を持った人、これは熟練労働者として入ってくるケースがありますけれども、御指摘のような場合には、私どもとしてはどういふ労働ビザの対象としては考えていないというわけでございます。

○委員長(鈴木一弘君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、杉山令華君、平井卓志君及び中山太郎君が委員を辞任され、その補欠として関口恵彦君、川原新次郎君及び田沢智治君が選任されました。

○近藤忠孝君 確かに巧妙でありまして、観光ビザの場合に金の面を調べようとすると、興業主の方であらじめ金を与えておいて、それでそこをパスしたら取り上げてしまおうとかいろいろやっておるようですね。しかし私は、向こうが巧妙であれば、反対にこちらはそれを上回る対応策を立てなければ、全くこれは野放しになってしまうと思っております。現に労働ビザで入ってくるはずはないと言いますけれども、これは毎日新聞ですが、十一月十一日の記事では、ちゃんと入ってきてそれで売春で逮捕されておるわけですから、やはり手抜きがあるのじゃないかと思っております。

一つ指摘したいのは、これも出入国管理令七条一項の二によりますと「申請に係る在留資格が虚偽のものでなく、且つ、第四条第一項各号の一に該当すること」それからさらに「前項の審査を受ける外国人は、同項各号に掲げる上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならぬ。」立証責任を持った場合は、私、弁護士

ですけれどもこれは大変な話ですよ。まずちょっとこれを厳格にやられたら、立証が困難な人は相当出てくるのじゃないかと思っております。私は水際作戦でその辺の対応策の強化によってある程度は可能ではないかと思っておりますし、もしそれが現行制度で不可能であれば、何らかの立法を考える必要があるんじゃないか。かなりむずかしい面はあると思っております。

ということ、私はそういう売春行為その他が放置されるというわが国の風俗や秩序にとつて問題だけじゃなくて、現に国内で大変な人身売買的なわが国における人権侵害、これが行われておるわけですよ。現に、たまたまそういう女性に救出を求められてそれを救助しようと思つたら、いかつい男に囲まれて、うちの商品に手をつけるのかとか、あるいは実際暴力団から暴力団に売り飛ばされて、それでも全くその管理下に置かれてひどい目に遭うとか、一定期間でまた帰されるようでありまして、そういう人身売買が行われておるといふことも報じられておるんですね。

〔委員長退席、理事藤原房雄君着席〕

そういう状況が先ほどの局長の答弁ではまだ十分つかめてないとなりますと、私は一つは人員の問題があるかと、こう思っております。そういう面はどうでしょうか。

○政府委員(大鷹弘君) 暴力団が絡んだ事件というものは確かにあるわけでございます。私どももいたしましたのは、たとえば興業ビザで入国しようという人たちにつきましては、その人たちは本当に芸能人としての資格があるのかどうかという点も十分見きわめます。それから、そういう人たちが招聘する側が、ちゃんとした人たちであるのかという点もチェックいたします。たまたまその招聘先の人たちがかつて暴力犯の絡むような事件を引き起こしたとか、あるいは売春行為をあっせしたとか、そういうことがあったということがわかりますと、当然私どもとしては、そういう人たちが申請したケースについては入国を認めない

というそういう措置をとっているわけでございます。

いづれにいたしましても、私どもがわかっておりますが、ケースにつきましては、そういうことで適宜対応しております。

なお、この職員の数でございますけれども、入国審査官それから入国警備官、合わせてそれぞれ六百数十名でございます。決して私どもとしては多い人数とは考えておりません。しかし、現在のこういう財政事情のもとにおきましては、ふやしてはいただきたいと思っております。なかなか思うようにいかない。そこで、できるだけ与えられたそういう人数のもとで効率的にこういう人たちに働いてもらって、私どもとしては十分その目的を達したいと、こう考えておるわけでござい

〔理事藤原房雄君退席、委員長着席〕

○近藤忠孝君 立法の面とか、あるいはそういう具体的な先ほど言った立証責任の問題ですね、その辺の問題の対応としてはどうですか。

○政府委員(大鷹弘君) こういういわゆる資格外活動、それがまた売春、人身売買のそういうことにもつながるといふ御心配、私どももこういう社会的な現象が起きているということについては憂慮すべきことであると考えておりますし、私どもといたしましては、できるだけそういうものに適切に対応していきたいと考えておるわけでござい

ます。ただ、新しい立法をもってこれに対処するということが果たして有効なことなのかどうか、それにつきましてももう少し検討させていただきたいと思っております。

○近藤忠孝君 時間も来ましたので、もう一言指摘をさせていただきます。これは最近発行になったフォーカスという雑誌に、密着取材して写真まで出ていますね。一見してこれ、わかるようなものですよ。現に迎えに来た興業主の方が、大体おまえたち踊り子であれば衣装が足りないじゃないかと、ほとんど衣装も持っていないで来たという

のです。だから私は、たとえ先ほど観光ビザの場合、お金を持っているかどうかで考えようと言ったのですが、もし興業であればそういうものをどうするのか。興業に必要な衣装とか道具とか当然あれば、この場合には、なしで迎えに行つた連中が、本人たち暑いフィリピンから半そで来て、見つかつてしまひやしないかと思つてひやひやしながら迎えに行つたという、そんな話までありまして、ごく気軽に入つてくるんですね。

となれば、そういうものの取り締まりをすつと対応してくれば、一つの類型が出てくるはずですよ。法務省がつかんだ類型を、また向こうがもう一回り知恵を働かすかもしれないけれど、それは知恵比べかもしれないけれども、私はそういう面は対応が可能だと思つておる。もちろん人数が少ないと、私たちが報告を受けたところでは、大変な少ない人数でやっていることは承知しております。しかし、そういう面でも、もっともこれは真剣に取り組むべきじゃないかということも、ひとつ局長に御答弁いただきたい。

それから、最後に大臣に、こういう事態についてどういう感想を持っているか、この感想について私は大臣にそれ以上追及はいたしませんから、恐らくいい感想が出てくるんじゃないかと思つておる。それで質問を終わります。

○政府委員(大鷹弘君) 興業ビザで入つてきます人たちにつきましては、本来にまじめな意味で興業する人たちのかどうかということにつきましても、私は私どもはいろいろな角度から事前に審査しております。もちろん、たとえ踊り子でいながら本人または興業主が衣装も持っていないというの、これは大いに問題だろうと思つておる。それからたとえばどこかのステージに立つという場合に、本当にそういうステージがあるのか、その設備というものはちゃんとしているのかということも一応チェックするわけでございまして、そういうこと、果たしてまじめな芸能人として、アーティストとして活動するつもりなのかどうか非常に疑わ

しいという場合には、私どもは入国を認めないというところでやっております。

○国務大臣(奥野誠亮君) アジアには貧しい国が特に多い、貧富の懸隔、同時に日本人が急に経済力に恵まれてきた、海外に出まわりの日本人の立ち居振舞い、これもいろいろな批判の対象になっているようにございまして、また、海外から日本へ来ていろいろな行動をする、日本人のモラルの問題もいろいろ批判の対象になるようにございまして、いろいろな角度から今後の日本のあり方、みんな反省をし、進むべき道を深く考えていかなきゃならない重要な時期にあるんじゃないだろうか、こう思っております。

○中山千夏君 外国人登録法の一部改正案について、少し御質問したいと思つておる。

まず、外国人と結婚をして日本にいる日本女性というの、何人ぐらゐの数になりますでしょうか。

○政府委員(大鷹弘君) いわゆる欧米人と結婚している日本婦人の数は約五千名、それから韓国人とかそういうアジア系統の方々を入れますと、全部で十万人ぐらゐに達するんじゃないかというふうに承知しております。

○中山千夏君 アジアの方と結婚している方もそのグループの中におられたんですけれども、外国人と結婚されている婦人の方たちから、外国人登録証に關して訴えがありました。それは、その方たちの子供が十四歳以上になるといつも外国人登録証を持って歩かなければならぬ。その外国人登録証に母親の名前が書いてない。これは非常に不便なので、母親の名前をその国籍名と一緒に明記してほしいのだというお話を伺つたんです。

それで、この間ちょっと来ていただいてお話を聞きましたら、なぜ母親の名前が書いてないか、不便なのかよくわからないというふうにそちらの方でお話があったので、また問い合わせしてみました。お母さんたちに、聞いてみましたら、たとえば一つには就学手続、保育園とか小学校とか中学校で、その公的機関へ入学手続をするときに、母

子関係の説明に大変不便だと言つておる。たとえ、特に保育園の入国手続の場合なんかには、お母さんが働いているということが条件になっているので、手続のときの説明に非常に時間がかかる。それから登録証にお父さんの氏名が書いてあつても、多くの場合お母さんが手続に行くもので、すから、窓口ではお父さんとの関係というものが説明するのが必要になつてくると言つておる。

考えてみましたら、これはどうもこのお母さんたちの側から見た事務手続の合理化、簡素化ですね。外国人登録法の一部改正というのは簡素化、合理化ということをやっているわけだけれども、こちらの側の簡素化、合理化も大切だけれども、やっぱり手続を回つたりいろいろする一般の方たち、個人の方たちもそれなりに簡素化、合理化というのを求めていらつしやるんである。この問題についてはどんなふうにお考えになっているのか。それで、これは改善の余地はあるかどうかということをお伺いしたいんですが。

○政府委員(大鷹弘君) ただいま中山委員がお取り上げになりましたことにつきましては、「国際結婚を考へる会」で提案されたということは、私どもよく承知しておるわけでございまして。

ただ、中山委員御自身からお話がありましたとおり、現在私どもは外国人登録事務をできるだけ簡素化、合理化したいと考えておるやさきでございます。外国人登録証明書というものはもうすでに二十項目も記載項目があるわけでございまして、これをむしろ減らす方向で考えなきゃならぬと思つておりますので、そこに一つこういう母親の名前というものを加えることが本当に妥当であるかどうかということには、そういうことはもう少し考えさせていただきたいと思つておるのでござい

ます。特に、この外国人登録証明書につきましては、これができるだけ小型化してほしいという要望も非常に強いわけです。たとえば自動車運転免許証

と同じぐらいのサイズにしてみたい、これはなかなかむずかしい話なのでございますけれども、そういう強い要請もあるわけでございますし、そうなりますと、こういう母親の名前というものを国籍名に併記するという事はなかなかむずかしいことじゃないかというふうに考えております。ただ、どうしてもこれが本場に必要なのかどうかということにつきましては、引き続き考えてみたいと思っております。

そこで、一体そういうことをやらなければならぬ理由がどこにあるのか、やればどういう大きな利点があるのかということについても、もう少し研究させていただきたいと思っております。

○中山千夏君 二十項目も記入事項がある、それから小型化が求められているということもこの間ちょっとお話を伺いましたのですけれども、この登録証明書というのを見ますと、何か少しどこか譲れば、たとえば「記載事項書換欄」というんですか、こういうところが少し狭くなれば、一つ名前ぐらい入るのじゃないかとか素人目には考えられないのですけれども、恐らく二十項目ある必要度というのを考えるときに、どうしてもやはり国が管理していく上で必要という部分が先になるのだからと思っております。

確かに、国際結婚している女の方たちからの申し出は、その方たち自身が困るんだという問題で、非常に大きなところから大ざっぱに考えてしまおうと、そんなに不便ではないのじゃないかということがあるかもしれないけれども、その個人個人の人のためにしてみれば、その人たちの事務の簡素化、合理化が必要であったり、またそれぞれの家で財政再建の必要もあつたりするのじゃないかと思っております。だから、その辺を余り軽視しないで今後この問題を考えてみていただきたいと思っております。

○政府委員(大鷹弘君) こういふ問題は、結局、政府の仕事の簡素化、合理化とそれからサービス面での配慮、これをどういふふうにするか、かみ合せていくかということだろうと思っております。

簡素化、合理化という点について申し上げますと、登録証明書の項目の数をふやすということがむずかしいというほかに、仮に母親の名前を入れることになりますと、当然それが正しい記載であるかどうかというのを外国人登録を扱っている人たちはチェックしなければならぬわけでございます。したがって、そこにやはり目に見えない仕事の量の増大ということが出てくるわけでございます。他方におきまして、サービス面の方でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、いま先生が御提案になりました方をとった場合に一体どういふ利益があるか、とらなかつた場合に非常に困るかということについては、もう少し研究させていただきたいと思っております。現に、この外国人登録証明書の中には本人の世帯主、家族の世帯主の名前と、それからその世帯主との続柄、これも記載されることになっております。

そこで、いま御指摘になっておられるような国際結婚の場合にそれだけで不十分かどうか、もし不十分であった場合に、市区町村の窓口に行つてそういう母親と子供との関係を証明してもらつて手続が余りにも煩瑣なものであるかどうか、そういうことを総合的にやはり考えなきゃならぬ問題であらうかと思つております。

○中山千夏君 それから、その際に指紋をとる、十四歳になると子供の指紋をとる、そのことが、これは余り論理的なところよりも感情的な問題なんでしょうけれども、子供にとっては非常にショックであるということをお母さんたちがおっしゃつておられるんですね。その指紋というのは、日本人の場合ですと、何か犯罪に関係をしたとかそういうときにしかとられないわけなんですけれども、この指紋をとるということは、お母さんたちは全外国人のおっしゃつておられるんですが、この点についてはどうお考えですか。

○政府委員(大鷹弘君) 現在は、十四歳以上の外国人の方々につきましては指紋の押捺をしていただいているわけです。これを廃止することができ

るかどうかということでございますけれども、率直に申し上げて、それはできないというふうに考えております。

と申しますのは、やはり適正な在留外国人の公正な管理と申しますか、それに資するためには外国人登録というところを行つておられるわけでございますけれども、もっと具体的に言うと、不法入国者というものをチェックするためには、どうしても外国人の方々に外国人登録証明書を携帯していただく。しかも、その方が本人であるということをはつきり最終的に確認するためには、やはり指紋以外に頼るところがない。写真というののも一つの手段でございますけれども、これは非常に確実な方法ではない。最終的にはやはり指紋ということになります。したがって、そういうことで私どももいたしましては、指紋の押捺を自身をやめるといふことは全然考えていないわけなんです。

他方におきまして、十四歳という年齢が果たしていいのかどうかということにつきましては、これは私どももいたしまして考慮の余地があると思つておられるわけです。現実問題として、これをも少し引き上げることができないかどうかということについて現在検討しております。十四歳から十六歳ぐらいまでに引き上げる可能性を現在具体的に検討しております。もし政府部内の方針が決まった場合には、来年の通常国会にその線でお諮りしたいと考えておるわけです。

○中山千夏君 外国人登録証に母親の名前を書いてほしいというお話を伺つて、いろいろお母さんたちの立場になつて事情を伺つたり考えたりしていられたんですけれども、やっぱり日本人の母の戸籍の方に子供の名前が記載されていない、そのことが何となく気分的にも外国人登録証にもないということになつて出てきている部分もあるんじゃないか、何となく頼りないというふうな感じがするんじゃないかというふうなことを私は感じました。

つ外国籍の子供の名が記載されていないというところは、またその方たち自身にとつて、非常にいろいろ不便な問題があるようなんです。住民基本台帳というのでも日本人だけが対象とされていて、そのために親子関係の立証が、母親・子供関係の立証がすごく繁雑で、学校の入学手続などに戸籍類を必要とする。さしあたりこの方たちの要求は、すでに外国人との婚姻、外国人の認知、養子などが記載されている戸籍の身分事項欄に、この出生記録を記載することを早急に実施するようにという要求を出していらつしやるんですけれども、このことについてはどういふふうにお考えか。

○政府委員(中島一郎君) 御承知のように、戸籍は日本国民につきましてその身分関係を登録し公証をするという制度でありますので、日本人につきましてはその入籍事項、それから除籍事項のほかに身分事項を書くことになつておりますけれども、その身分事項というのには、身分行為を中心にして書くことになつておるわけでございます。

でありますから、日本人・女の戸籍については、外国人との婚姻あるいは縁組事項というふうなものには記載いたしますけれども、それは日本人の身分行為であるからということになるわけがあります。これに対して、日本人・女による外国人・子の出生は書かないという取り扱ひになつてきておるわけでありまして、それは母にとつては出生というのの身分行為ではなしに単なる事実すぎないということでもあらうかと思つております。よほどの必要がなければこの取り扱ひを要するのとは相当でないというふうな考えでおるわけでありまして、ただいまお話を伺つておられますと、日本人・女について外国人・子がおります場合の母子関係の立証が証明方法として何か不十分であるということでありましたのですけれども、そういうことであればまた別途の方法があるわけであり

ますから、そのために戸籍の記載を変え、変更するということは現在のところ考えておられないわけでございます。

○中山千重君 なるほど、お話を伺っていますと、国の方の事務の合理化、簡素化もむずかしいですけれども、国にかかわる個人個人の事務の簡素化、合理化というものもなかなか素人が考えるようには簡単にはいきそうもないなということがわかりました。けれども、何とか、先ほども後々考えていきたいということを言ってくださったので、もし外国人登録証明書の書式の中で、今後母親の名前を入れられるというような余地ができたなら、その辺について考えていっていただきたいとお願ひして、質問を終わります。

○委員長(鈴木一弘君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案に対する討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

供託法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙

手を願ひます。

○委員長(鈴木一弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、外国人登録法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木一弘君) これより請願の審査を行います。

第四〇号スパイ防止法早期制定に関する請願外三件を議題といたします。

今期国会中本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。

理事会で協議の結果、第一四七一号国籍法等の改正に関する請願は、願意のうち「外国人配偶者の帰化条件における男女差を解消するよう改めること」の部分を除き妥当と認められるので、今後内閣において検討の上実現に努められたい旨の意見書を審査報告書に付して、議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、第四〇号スパイ防止法早期制定に関する請願外二件は保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書並びに意見書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木一弘君) 継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

集団代表訴訟に関する法律案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木一弘君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

検察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木一弘君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

検察及び裁判の運営等に関する調査のため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍法等の改正に関する請願(第一四七一号)

一、スパイ防止法制定促進に関する請願(第一五五四号)

第一四七一号 昭和五十六年十一月十日受理

国籍法等の改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市東松園四ノ二ノ一

四ノ四六 玉山徳臣外二万四千九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

真の男女平等実現のため、次の事項について実現を図られたい。

一、国籍法第二条の父系優先血統主義を改め、父母平等血統主義とすること。

二、外国人配偶者の帰化条件における男女差を解消するよう改めること。

理由

国連婦人の十年の後半期に入り、真の男女平等を求め、声はいつそう高まり、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准への期待は大きく広がっている。こうした内外の世論にこたえ、国籍法など必要な国内法を改正、整備拡充する必要がある。

第一五五四号 昭和五十六年十一月十日受理

スパイ防止法制定促進に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀

県議会内 北川弥助

紹介議員 河本嘉久蔵君

諸外国においては、自由経済圏、共産圏を問わず防衛、外交などの重要な国家機密を守るための法律が定められている。我が国も独立国家として平和と安全を守るための機密を保護する法律の制定が当然でありながら、いまだ整備されていない現状にある。よつて、機密保護の基本となるスパイ防止法の法制化を早急に実現するよう強く要望する。



昭和五十六年十二月五日印刷

昭和五十六年十二月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局